

第 22 期  
大分海区漁業調整委員会

第 21 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 5 年 1 1 月 1 3 日(月) 午後 2 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号  
大分県水産会館 5 階 研修室



第22期大分海区漁業調整委員会第21回委員会議事録

1. 開催日時 令5年11月13日(月) 午後14時00分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員 小野 眞一(会長、議長)  
阿部 貴史  
齋藤 信二  
須川 直樹  
渡邊 英敏  
疋田 一則  
山本 勇  
濱田 貴史  
阿部 義広  
森崎 真吾  
山尾 和久  
本庄 新  
小野 裕佳

欠席委員 藤本 昭夫

事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主査

漁業管理課 大屋課長、甲斐主任

臨席者 東部振興局 都留主幹、中部振興局 竹下主幹、北部振興局 三ヶ尻主幹、南部振興局 渡邊課長補佐

4. 議事録署名委員 須川 直樹、阿部 貴史

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 宝石さんごの採捕禁止について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第2号議案 漁業権一斉切替えに伴う共同漁業及び定置漁業の免許について

## 審議の結果 異議のない旨答申することに決した

### 6. 審議概要

事務局長 それではただいまから、第22期第21回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の倉橋です。よろしく願いいたします。

冒頭に委員の訃報についてお知らせします。

漁業者委員の清家委員におかれましては、以前から闘病中でありましたが、9月6日にお亡くなりになりました。葬儀は8日に執り行われ、当委員会からは会長名で花輪とご香典をお供えしたところです。ここで故人のご冥福をお祈りし、黙祷を行いたいと思います。皆様その場でご起立をお願いします。

黙祷。お直りください。ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、委員会の進行に戻ります。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員14名中、13名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに漁業管理課長からごあいさつを申し上げます。

漁業管理課長 ( あいさつ )

事務局長 ありがとうございます。

議事に入ります前に、資料等の確認をお願いします。本日は、資料をタブレットで用意しております。

タブレットの画面に、議案書があります。ご確認ください。紙の資料が必要な方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をお願いします。

議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。須川委員と阿部貴史委員をお願いします。

それでは議事に入ります。

第1号議案の「宝石さんごの採捕禁止について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

第1号議案の「宝石さんごの採捕禁止について」ご説明します。

宝石さんごは、中国等での需要の高まりを受けて価格が高騰しており、本県においても宝石さんごを対象とした採捕が行われれば、貴重な資源の減少や漁業調整上のトラブルの発生が懸念されることから、水産庁の技術的助言に基づき隣県と協調して規制を

強化するものです。

なお、大分県漁業協同組合長からも宝石さんごの採捕を禁止する委員会指示を発出してほしい旨の要望書が提出されており議案書の3ページに掲載しています。

次の4ページをご覧ください。これは、平成27年10月に水産庁から発出された「国内の宝石さんご資源の管理について」の技術的助言です。中程にある「1. 背景」のところでアンダーラインで示していますが、宝石さんごは1年間で0.2mm程度しか成長しません。すなわち、1cm成長するのに50年を要することになり、一旦、資源が減少してしまった場合には、その回復に非常に長い時間がかかるという生物学的特徴があります。

このような宝石さんごを狙って、平成26年頃から多数の中国船が小笠原水域で操業し、問題となったことから、宝石さんごの適切な管理を進めるためにこの技術的助言がまとめられたものです。

次の5ページをご覧ください。一番上の「2. 漁獲努力量の凍結について」ですが、現行許可制又は許可制導入を検討している都道府県を対象としたもので、(1)現状以上の数の許可を発給しないなど、総漁獲努力量が増えない措置をとることとする。とあります。

6ページをご覧ください。「6. 一般採捕の禁止」ですが、さんご漁業を除く漁業及び遊漁による宝石さんごの採捕について、現在、規則に基づく規制が設けられていない場合、速やかに関係海区委員会の指示で禁止するなどの措置を実施するとともに、規則での規制について検討を行う。とあります。

本県ではさんご漁業の実態はなく、許可制に移行する予定もありませんが、農林水産研究指導センター水産研究部が過去に行った調査により、宝石さんごの存在が確認されていることから、「6の一般採捕の禁止」に基づき平成28年から委員会指示の発出をお願いしてきたものです。

8ページをご覧ください。全国の状況について掲載しています。

これを見ますと、平成27年度以前に許可制を導入していた青色の東京、高知など1都4県は制限又は条件の見直しや期間短縮などの管理の強化、水色の和歌山県は新たに許可制の導入をしております。本県を含めた黄色の10県は委員会指示による規制を導入していましたが、水産庁に確認したところ、このうち千葉県は、令和2年に委員会指示から調整規則による禁止に変更したとのことでした。なお、赤色の福岡県、佐賀県については、管理の強化が不要との判断をしています。

次の9ページをご覧ください。委員会指示案を掲載しています。

この指示は、漁業及び遊漁に関わらず、宝石さんごの採捕を大分県海域で禁止するものですが、5行目に「ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りではない。」としています。

漢数字1で宝石さんごの定義として、アカサンゴ、モモイロサ

ンゴ、シロサンゴの生体及び死骸としています。漢数字「3」の承認の

対象者ですが、承認の対象者となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者で、取扱要領で国若しくは地方公共団体、独立行政法人若しくは大学に限定しています。

漢数字8では承認を受けて採捕した宝石さんごの譲渡又は販売の禁止を規定し、9では混獲等により採捕した宝石さんごの所持又は販売を禁止するものです。漢数字12の指示の有効期間は令和6年1月1日から同年12月31日までの1年間としています。

10ページからは、宝石さんご採捕承認等事務取扱要領を掲載しています。

なお、有効期間の変更以外は、指示の内容は変更されていません。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか。

沖縄などでは、中国船が入ってきてさんご資源が減っているようです。また、網が根がかりして資源に影響しているようです。大分県では被害がないようですが、委員会指示を发出しているところでは。

渡邊委員 逆に中国船がこないということは、大分にはさんごはいるのでしょうか。試験場が生息していることを確認したということでしたが、それはいつのことでしょうか。

事務局長 100年前の水産試験場の調査で存在が確認されたようです。さんごは暖かい地域に生息しており、日本では相模湾以南の水深75～320mに生息しているといわれています。温暖化の影響で生息域が広がっている可能性もあります。

渡邊委員 生息している可能性があるので規制をかけるということですね。わかりました。

議長 よろしいでしょうか。他にご意見はないでしょうか。ないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を发出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を发出することとします。

次に、第2号議案の「漁業権一斉切替えに伴う共同漁業及び定置漁業の免許について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長 それでは、議案書の21ページをご覧ください。第2号議案

「漁業権一斉切替えに伴う共同漁業及び定置漁業の免許について」です。

漁業権一斉切替えに伴い、共同漁業及び定置漁業の免許をするに当り、漁業法第70条の規定に基づき、知事から本委員会に対し意見を求められたものです。

次の22ページをご覧ください。知事からの諮問文です。次の23ページをご覧ください。漁業権一斉切替えにつきましては、区画漁業権の免許に伴い前回委員会において説明しましたが、時間も空きましたので、改めて説明させていただきたいと思えます。本県では令和5年9月1日現在、共同漁業権81件、真珠養殖を除いた区画漁業権が132件、真珠養殖に関する区画漁業権が16件、定置漁業権が2件の計231件の漁業権が免許されています。このうち、真珠養殖業を除いた区画漁業権は9月1日付けで免許済みですが、それ以外の漁業権については今後順次その存続期間が満了しますので、それに合わせて次期の免許に向けた手続を行うものです。

各漁業権の存続期間は下の青色の四角で囲まれた中に記載のとおりで、今回は太字にしております。共同漁業及び定置漁業の免許に関する諮問です。いずれも令和5年12月31日にその存続期間が満了します。

続いて、「2. 免許の手続について」をご覧ください。免許の流れを図で示しています。昨年度の1月27日に海区漁場計画の内容に関する諮問を受け、1ヶ月後の2月20日付で本委員会より「異議なし。」とする旨の答申を出しました。その後、4月25日付の大分県報にて海区漁場計画は告示され、その後県が免許の申請を受け付けたところです。

続いて、「3. 今回の諮問について」をご覧ください。漁業法第70条の規定に基づき、知事は、漁業権の免許申請があったときは、本委員会の意見を聴かなければなりません。これは、県が漁業権の免許にあたり恣意的な判断を行うことを防止するとともに、漁業調整上の問題が生じないように、本委員会にも確認の機会を確保するためのものです。本日の委員会にて、申請者の適格性を審査し、承認されれば、令和6年1月1日付けでの免許がされる予定です。一斉切替えの概要に関する説明は以上です。

次の24ページをご覧ください。今回の申請状況を表にまとめたものです。上の表は共同漁業権で、免許申請者は全て大分県漁業協同組合です。申請のあった共同漁業79件を漁業種類別に見てみますと、アワビやサザエ等定着性の水産動植物をとる第1種、建網やかごのように固定式の網漁具を使用する第2種、地びき網の第3種、これらが一緒になった共同漁業権が45件、魚礁の周辺等に設定される第3種つきいそが24件、餌をまき、魚を寄せる第3種飼付が10件で、合計79件となっています。

下の表は定置漁業権で、こちらは海区漁場計画にて2件設定しておりましたが、下段の定第7号は既存の漁業権者が体調不良により漁業の継続が困難であることから申請が見送られました。新規の申請もなかったため、定第7号は申請者なしとなっています。

上段の定第5号をご覧ください。2名の漁業者から共同申請という形で申請が行われました。いずれの漁業者も大分県漁業協同組合蒲江支店所属の組合員であり、上段の濱崎辰徳氏は新規、下段の水本裕貴氏は継続の申請となっています。いずれの免許も、設定件数に対して申請件数が同じ又は下回っているため、申請者が次ページで説明する欠格要件に該当せず、免許についての適格性がありと認められれば、県は免許を行います。以上が申請の状況です。

次の25ページをご覧ください。「5. 免許を受けることができる者について」です。漁業権の免許の基準については、漁業法第71条第1項において「免許をしない場合」、いわゆる欠格要件が定められており、これに該当しない場合に免許を受けることができます。具体的には、「免許についての適格性を有する者でないとき」「漁場計画と異なる内容の申請があったとき」「漁業権の不当な集中となるとき」「漁場の敷地が他人の所有であり、その同意がないとき」です。これらのうちいずれか1つでも該当する場合は、知事は免許を行ってはなりません。

続いて、免許についての適格性について説明します。共同漁業権に関係する団体漁業権は、「漁業権の関係地区をその地区内に含む漁業協同組合であること」と「関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の3分の2以上が組合員であること」が法律上定められた要件です。これらを踏まえ、まずは共同漁業の免許についての適格性の確認に入ります。

次の26ページをご覧ください。こちらの資料は、漁場計画番号ごとに、左から漁場計画番号、免許申請者、支店、漁業種類、手続、欠格要件、免許についての適格性、競願の有無を一覧表形式で整理したものです。今回は、こちらのページから29ページまで記載している79件の漁業権について、大分県漁業協同組合から申請がありました。

まず、手続き上の要件ですが、漁業協同組合が漁業権を取得しようとするときは、水産業協同組合法第50条の規定により、「総組合員の半分以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要」です。表の中ほどの「手続」欄をご覧ください。県が、大分県漁協の総会議事録により各漁業権の取得についての議案の議決結果を確認し、まとめたものです。一番上の共第1号を例に説明しますと、右から順に、正組合員総数は2,542名、そのうち出席した組合員が1,978名で半分以上の出席を満たしています。議案に賛成した正組合員は1,949名であったため、3分の2以上の多数による議決を得ています。2行目以降の申請についても、賛成が1,950名となっており、いずれの申請についても、水協法第50条の要件を満たしたものとなっています。

続いて、欠格要件についての審査です。まず、申請内容について、今回の申請において、告示した海区漁場計画の内容と異なる内容での申請はありませんでした。次に、漁業権の不当な集中についてですが、ここでいう「不当な集中」かどうかは、他の申請者の状況や申請者の経営内容等を総合判断して決めるものとされ



ます。団体漁業権は、漁業協同組合が免許を受けて各地区の漁業者がその権利を行使するものであり、申請が全てひとつの漁業協同組合であっても、実際に漁業を営む者は各漁業者であることから、県は「不当な集中」に該当しないと判断しています。欠格要件の最後、漁場の敷地に関するものですが、表の真ん中あたり、黄色で着色しております共第14号及び共第15号の行をご覧ください。これらの漁場は杵築地区の地先ですが、今回の切替え手続の中で、干潮時に陸地となって現れる土地があることが判明しました。その土地の一部が個人所有の土地となっていたことから、申請に先立ち、当該土地において漁業を行うことについて、土地所有者から同意を得ていることを県が確認しています。よって、要件を満たしています。他の申請については、同様の事例は確認されませんでした。以上より、欠格要件に該当する申請はありませんでした。

続いて、免許についての適格性の審査です。まず、関係地区について、大分県漁業協同組合は県内全ての沿岸地区をその地区に含んでいるため、要件を満たします。

次に、「関係地区内に住み、年90日以上沿岸漁業を営む者の3分の2以上が組合員であること」について、提出された該当者の名簿による確認と市町村による居住確認を行った結果、すべての漁業権において要件を満たしております。確認した世帯数を表中に記載しています。以上のことから、団体漁業権についての申請者である大分県漁業協同組合は免許についての適格性ありといえます。なお、先ほども申しましたが、競願はありませんでしたので、優劣を決める審査はありません。以上が団体漁業権に関する適格性の審査です。

25ページにお戻りください。表の右側、定置漁業権に関係する個別漁業権の免許についての適格性は、表の右側に記載の4項目に該当しない者が免許を受けることができます。

1つ目が、漁業関係法令または労働関係法令を遵守する見込みがない者であること。

2つ目が、暴力団員等であること。

3つ目が、上記2項目について、法人の場合はその役員または使用人が該当すること。

4つ目が、暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。です。今回申請のあった2者について、先ほどの欠格要件に加え、以上4項目に該当しないことの確認を行っております。

30ページをご覧ください。漁業権毎に適格性を整理したものです。定第7号は申請者がなかったため、今回の審査は定第5号に共同申請を行った濱崎辰徳氏及び水本裕貴氏の2名についてです。

欠格要件から確認します。今回の申請は、海区漁場計画の内容と異なるものではなく、他に免許申請を行っていないことから、第2号及び第3号の欠格要件には該当しません。また、定第5号の漁場において、その敷地が他人の所有に属するとされるものは確認されませんでした。よって、「該当なし」として斜線を引いております。以上より、両者とも欠格要件には該当しません。

続いて、免許についての適格性ですが、申請者はいずれも個人であるため、それぞれ申請者本人についての審査となっています。まず、法令遵守について、県が各申請者の本籍地の市町村に照会して確認したところ、いずれも過去に漁業関係又は労働関係法令に違反した事実はない旨回答がありました。また、このほかにそれぞれの申請者がこれらに該当すると認めるべき事情は確認されていません。

次に、暴力団関係者でないこと及び暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことの確認のため、こちらは大分県警察本部組織犯罪対策課に照会して確認ですが、いずれも該当なしとの回答がありました。よって、免許について適格性も問題ありません。なお、免許の競願はありません。したがって、定第5号の申請者2名は免許を受けることが適当といえます。以上が、定置漁業権に関する適格性の審査です。

以上のことから、今回申請のあった大分県漁業協同組合、濱崎辰徳氏及び水本裕貴氏に対して免許をすることは妥当であり、この委員会で特段意見が出ない場合には、県は令和6年1月1日付けで各申請者に免許することとなります。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

定置の7号は申請がなかったわけですが、体調が回復した場合、またいつでも申請ができるのでしょうか。

事務局長 申請期間はすでに終了しているので、現状ではできません。体調が回復して、再度要望があれば、関係地区と調整したうえで、免許の申請期間を設定して申請を受け付けるという手順になります。

議長 わかりました。他にご意見ありませんか。ないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することといたします。

これで議案については全て終了しました。

次にその他の報告事項ですが、「別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認について」事務局から報告してください。

事務局長 議案書31ページをご覧ください。

今年5月19日に開催された第18回委員会で、今年度当初の317件の承認の後、10月31日までに更に25件の申請を承認しており、累計で342件となっています。

次の32ページにその内訳を載せています。令和5年度の累計欄をご覧ください。県漁協関係が149件、遊漁船業団体が3

件、船釣り団体が181件、協定団体未加入者が9件です。  
一番下の合計欄をご覧ください。過去3年間の承認件数を比較いたしますと、年々、少しずつ減少してきている状況です。なお、33ページには船釣り団体の内訳、34ページには、平成25年度からの実績を掲載していますので参考にしてください。以上です。

議長 ただいまの報告にご質問等はありませんか。  
これで本日予定していた議案、報告すべて終了しました。他に何かありませんか。  
なければこれで委員会を終了します。

事務局長 ご審議誠に疲れ様でした。次回委員会は12月18日（月）を予定しております。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第21回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和5年11月13日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員